

21日獣発第15号  
平成21年4月7日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会  
会長 山根義久  
(公印及び契印の押印は省略)

## 農林水産大臣の指定する小動物臨床研修診療施設の指定について

今般、平成21年3月31日付け20消安第13377号をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長から、別添写しのとおり通知がありました。

このたびの通知は、日本動物高度医療センター（神奈川県川崎市）が小動物臨床研修診療施設として指定されることに伴う告示の改正について関係者に周知するとともに、社会の要請に応え得る臨床獣医師の養成のため、診療を業としようとするすべての獣医師に対し臨床研修を行うことができるよう、臨床研修診療施設の体制整備について協力願いたいとするものです。

獣医師の卒後臨床研修を実施する農林水産大臣の指定する診療施設については、平成21年2月26日付け20日獣発第255号により「臨床研修診療施設の指定について」が一部改正され、特に小動物診療施設について指定基準が一部緩和されるとともに、より具体的に定められたことについて通知したところですが、今後とも卒後臨床研修制度の整備・推進のため、臨床研修診療施設の指定申請の奨励等、貴会関係者に対する積極的な対応をお願いします。

注) 本通知は、日本獣医師会ホームページに掲載したことを申し添えます。



写

20 消安第13377号  
平成21年3月31日

社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長畜水産安全管理課長

「獣医師法第十六条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件の一部を改正する件」について

のことについて、別添写しのとおり各都道府県畜産主務部長あて通知しましたので、御了知されるとともに、貴会会員への周知方よろしくお願ひいたします。

なお、社会の要請に応え得る臨床獣医師の養成のため、診療を業務としようとするすべての獣医師に対し臨床研修を行うことができるよう、臨床研修診療施設の体制整備については、貴会の特段の御協力をお願ひいたします。





20消安第13377号

平成21年3月31日

各都道府県畜産主務部長 あて

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

「獣医師法第十六条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する  
診療施設を指定する件の一部を改正する件」について

このことについて、今般、日本動物高度医療センター（神奈川県川崎市）が小動物臨床研修診療施設として指定されることに伴い、別紙のとおり告示が改正されましたのでお知らせします。

- 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法第七条第四項の規定により読み替えて適用する国家公務員の育児休業等に関する法律第十二条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める勤務の形態を定める件の一部を改正する件 (同四四五)
- 独立行政法人農業者年金基金法施行令第一条第二項の農林水産大臣が定める予定利率等を定める件の一部を改正する件 (同四四六)
- 獣医師法第十六条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件の一部を改正する件 (同四四七)
- 日本国において国際寄託当局が行う特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく微生物の寄託等に関する実施要綱の一部を改正する件 (経済産業五八)
- 特許微生物寄託等事業実施要綱の一部を改正する件 (同五九)
- 日本国において特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく微生物の寄託等に関する実施要綱の一部を改正する件 (同六〇)
- 特許法施行規則第二十七条の二第一項の規定に基づく指定の手続等を定める件 (同六一)
- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第九項の規定に基づき平成二十年度第一次補正予算に係る特定補助金等を指定する件 (同六二)

- 三〇  
○ 自転車競技法施行規則第十六条第一項第一号、第二号及び第五号ただし書の規定に基づき、一競輪場当たりの年間開催回数及び年間開催口数並びに一競輪施行者当たりの年間開催回数を定めた件 (同六四)
- 三一  
○ 小型自動車競走法施行規則第十四条第一項第一号、第二号及び第三号ただし書の規定に基づき、一競走場当たりの年間開催回数及び年間開催口数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定めた件 (同六五)
- 三二  
○ 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準を定めた件 (同六六)
- 三三  
○ 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法の一部を改正する件 (同六七)
- 三四  
○ 水防法第十六条第一項の水防警報を行いう河川を指定する告示 (国土交通三五七)
- 三五  
○ 海岸法第六条第一項の規定に基づく海岸保全施設に関する直轄工事が完了した件 (同三五八)
- 三六  
○ 高速自動車国道に関する件 (同三六〇～三六六)
- 三七  
○ 空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第五条の規定に基づく

- 三八  
○ 価格又は料金の設定又は変更について承認を受けなければならない構内事業を行ふものとして指定を受けた者の氏名又は名称及び住所に関する件 (同三六九)
- 三九  
○ 河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件 (環境一四)
- 四〇  
○ 海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件 (同一五)
- 四一  
○ 国管理空港等において空港機能施設事業を行ふものとして指定を受けた者の氏名又は名称及び住所に関する件 (同三六九)
- 四二  
○ 価格又は料金の設定又は変更について承認を受けなければならない構内事業を行ふものとして指定を受けた者の氏名又は名称及び住所に関する件 (環境一四)
- 四三  
○ 海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件 (同一五)
- 四四  
○ 価格又は料金の設定又は変更について承認を受けなければならない構内事業を行ふものとして指定を受けた者の氏名又は名称及び住所に関する件 (同三六九)
- 四五  
○ 価格又は料金の設定又は変更について承認を受けなければならない構内事業を行ふものとして指定を受けた者の氏名又は名称及び住所に関する件 (同三六九)
- 四五  
○ 価格又は料金の設定又は変更について承認を受けなければならない構内事業を行ふものとして指定を受けた者の氏名又は名称及び住所に関する件 (同三六九)

別表第四

年齢	性別		年齢	性別	
	男	女		男	女
60歳	20.70761	24.55666	89歳	6.09081	7.69951
61歳	20.16778	24.00072	90歳	5.72939	7.21629
62歳	19.62477	23.43871	91歳	5.38963	6.75141
63歳	19.07882	22.87068	92歳	5.06793	6.30412
64歳	18.53007	22.29722	93歳	4.76423	5.87157
65歳	17.97281	21.71862	94歳	4.47870	5.46052
66歳	17.42520	21.15534	95歳	4.20977	5.07291
67歳	16.87062	20.54780	96歳	3.95630	4.70266
68歳	16.31641	19.95571	97歳	3.71834	4.35496
69歳	15.76438	19.35975	98歳	3.49660	4.02997
70歳	15.21629	18.76051	99歳	3.29343	3.72877
71歳	14.67259	18.15849	100歳	3.10774	3.45123
72歳	14.13387	17.55406	101歳	2.93372	3.19550
73歳	13.60085	16.94856	102歳	2.76453	2.95765
74歳	13.07348	16.34195	103歳	2.59949	2.73559
75歳	12.55159	15.73426	104歳	2.44699	2.54118
76歳	12.03484	15.12556	105歳	2.30544	2.37556
77歳	11.52285	14.51638	106歳	2.16660	2.22125
78歳	11.01592	13.90797	107歳	2.02308	2.07719
79歳	10.51533	13.30156	108歳	1.86584	1.94215
80歳	10.02200	12.69863	109歳	1.67898	1.81418
81歳	9.53767	12.10091	110歳	1.43358	1.68015
82歳	9.06206	11.50914	111歳	1.07544	1.56432
83歳	8.59790	10.92618	112歳	—	1.42529
84歳	8.14630	10.35513	113歳	—	1.24901
85歳	7.70719	9.79617	114歳	—	0.98205
86歳	7.28002	9.25012	以上	—	—
87歳	6.86664	8.71757	以上	—	—
88歳	6.46905	8.20028	以上	—	—

○農林水産省告示第四百四十七号  
獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成十八年四月三日農林水産省告示第五百二十六号（獣医師法第十六条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣の指

平成二十二年三月三十一日

農林水產大臣 石破茂

日本動物高度医療センター

神奈川県川崎市

**第五条の三** 國際寄託當局の長は、前条第一項の規定による情報の提供を求めてもなおその微生物が第五条第一項第一号に該当するかどうかを確認できないときは、その微生物の解析を行うことができる。

致主物の解説

**第五条の二** 國際寄託當局の長は、その微生物が前条第一項第一号に該當するかどうかを確認するためには必要であると認めたときは、その微生物の原寄託をしようとする者に対し、原寄託申請に係る微生物に関する情報の提供を求めることができる。

(情報の提供)

寄託機関」を「国際寄託当局」に改め、同条の次  
締結することができる。

第五条第一項中「拒否することができる」を「拒否するものとする」に改め、同項第一号中「国際  
經濟産業大臣 二階 俊博

虚偽の申詰の半りその他の事由の生じたときは、  
その保管を継続できないことが明らかになつた  
場合に必要な措置に関する事項を定める契約を

平成二十一年三月三十一日

(平成十四年経済産業省告示第二百九十九号)の一  
部を次のように改正し、平成二十一年七月一日か  
つ施行する。

第五条の四 国際寄託当局の長は、微生物の原寄  
託をしようとする者を相手方として、原寄託申  
託後(受託後)の必要な措置について定める契約(契約)  
を締結する。

○經濟産業省告示第五十八号  
日本国において国際寄託当局が行う特許手続上の  
微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト  
3 国際寄託当局の長は、第一項の規定による解  
析の結果を、微生物の原寄託をしようとする者  
に通知することができる。

3 国際寄託当局の長は、第五条の三第一項又は第十二条の二第一項の規定による解析の結果を、第一項の規定により当該解析に係る微生物の試料の分譲を請求する者又は同項の規定により当該解析に係る微生物の試料の分譲を受けた者に通知することができる。



